

参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|------------|---|
| 論題 | 自衛隊の任務の円滑な遂行に向けて －防衛省設置法等の一部を改正する法律案－ |
| 著者 / 所属 | 天池 恭子 / 外交防衛委員会調査室 |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338 |
| 編集・発行 | 参議院事務局企画調整室 |
| 通号 | 465号 |
| 刊行日 | 2024-4-12 |
| 頁 | 33-42 |
| URL | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240412.html |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

自衛隊の任務の円滑な遂行に向けて

— 防衛省設置法等の一部を改正する法律案 —

天池 恭子
(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 統合作戦司令部（仮称）の新設
3. 海上自衛隊地方隊の改編
4. 自衛官の定数の変更
5. 自衛隊海上輸送群（仮称）の新編に伴う権限・適用除外の整備
6. G I G Oに派遣される防衛省職員の処遇の整備
7. 日独A C S Aに関する規定の整備
8. 自衛官等の人材確保のための制度の導入・拡大
9. おわりに

1. はじめに

令和6年2月9日、防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（以下「防衛省設置法等改正案」という。）が閣議決定され、国会に提出された。

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更、統合作戦司令部（仮称）の新設を含む自衛隊の組織の改編、自衛官等の人材確保のための制度の導入・拡大、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定（以下「日独A C S A」という。）に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備、国際機関等に派遣される防衛省の職員の業務の追加等の措置を講ずるものである。

本稿では、その主な改正事項について、本法律案に盛り込まれた経緯を概観するとともに、その内容を紹介することとしたい。

2. 統合作戦司令部（仮称）の新設

令和4年12月に策定された国家防衛戦略には、「統合運用の実効性を強化するため、既存

組織の見直しにより、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を創設する。」と記載されている¹。

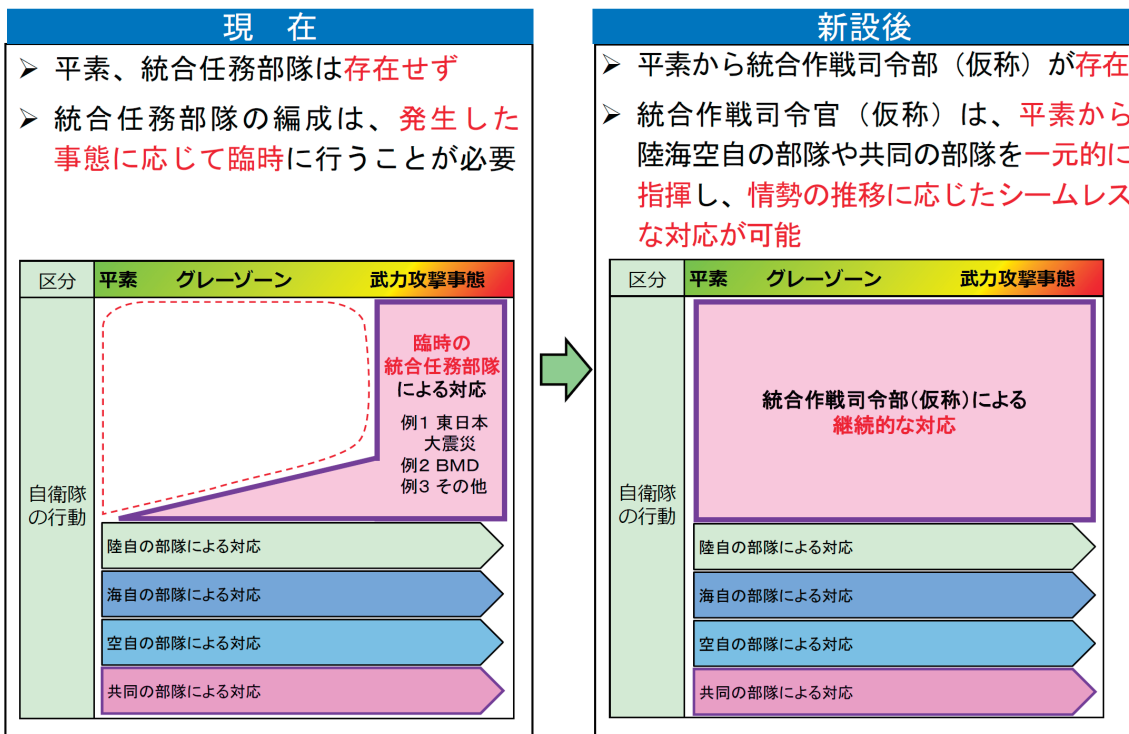
現在、自衛隊では、①臨時の統合任務部隊では情勢の推移に応じたシームレスな対応が困難である、②領域横断作戦を実施し得る統合運用態勢の確立が不十分である、③インド太平洋軍司令部(米軍)と調整する機能が不足しているという課題を抱えているとされる。

本法律案では²、これらの課題を解決するため、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る統合作戦司令部(仮称)を新設することとしている。

具体的には、令和6年度末に市ヶ谷に常設の統合作戦司令部(仮称)を設置する。発足当初の人員は約240人である。統合作戦司令官(仮称)は、陸海空幕僚長と同格の将官が配置され、自衛隊の運用等に関し、平素から部隊を一元的に指揮する。陸・海・空・宇宙・サイバー・電磁波等の領域における統合作戦を遂行し、大臣の命令を受け、所要の指揮官に任務を付与し、必要な戦力を各指揮官に配分し、作戦を指揮することになる。

これによって、①情勢の推移に応じた自衛隊による対応が容易になり、②領域横断作戦を実施し得る統合運用態勢が確立され、③インド太平洋軍司令部との調整機能が強化されるという効果が期待されている。

図表1 情勢の推移に応じた自衛隊による対応(イメージ)

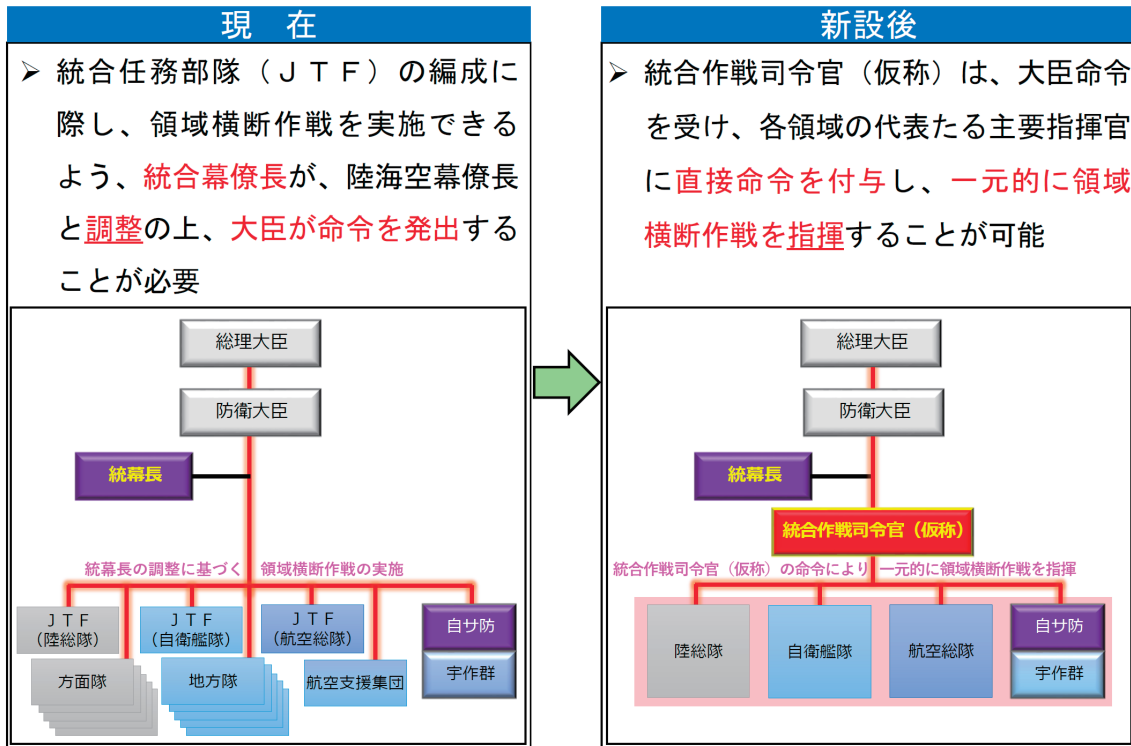


(出所) 防衛省資料

¹ 「国家防衛戦略」(令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定) 23頁

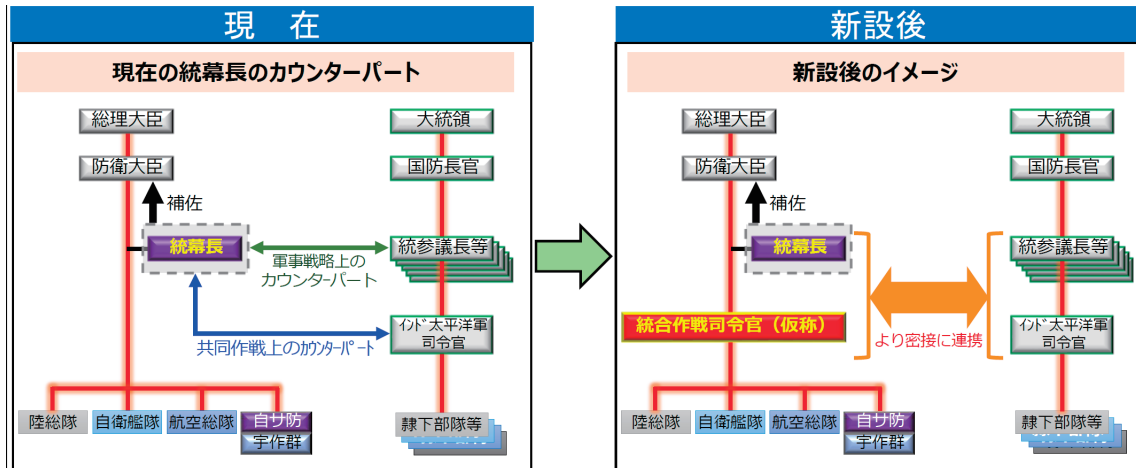
² 自衛隊法第21条の2及び第28条が改正され、第21条の3が新設される。

図表2 領域横断作戦を実施し得る統合運用態勢の確立（イメージ）



（出所）防衛省資料

図表3 インド太平洋軍司令部との調整（イメージ）



（出所）防衛省資料

3. 海上自衛隊地方隊の改編

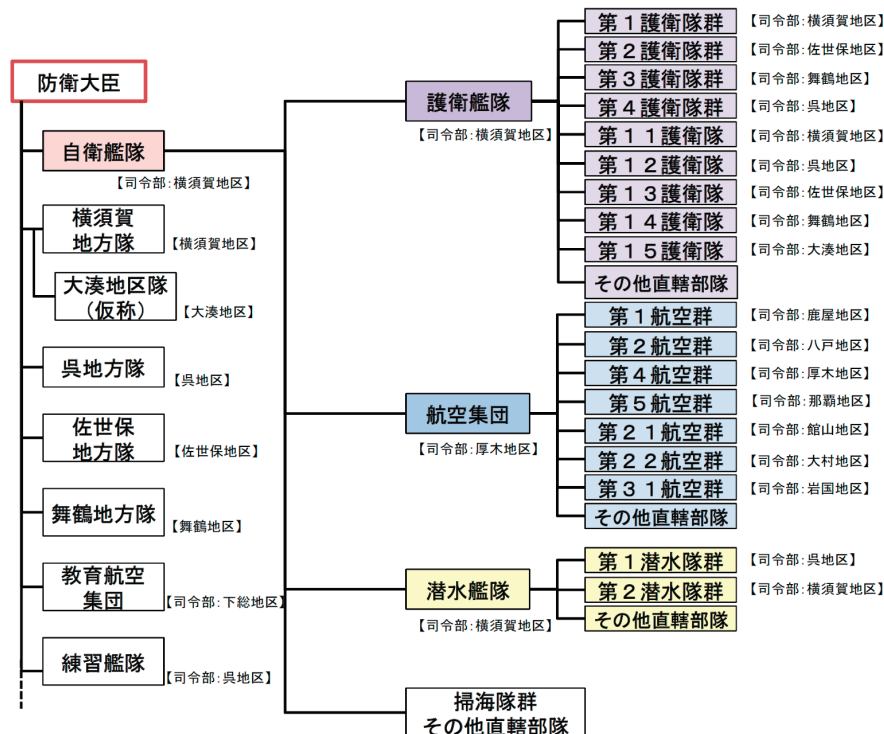
海上自衛隊は、現在、横須賀地方隊、舞鶴地方隊、大湊地方隊、佐世保地方隊、呉地方隊の5つの地方隊に分かれており、それぞれの地方隊が担当する警備区域が定められている³。昨今、この警備区域をまたいだ外国船の活動も増えてきており、北方から太平洋にか

³ 自衛隊法施行令第27条に基づく別表第4において定められている。

けての沿岸の警戒監視任務をより迅速かつ効率的に実施できるよう、運用の柔軟化を目的として改編を行うこととしている。

本法律案では⁴、大湊地方隊を廃止することとしている。さらに、自衛隊法施行令を改正して大湊地区隊（仮称）に改編し、横須賀地方隊と統合することとしている。大湊地区隊（仮称）は、横須賀地方隊隷下で後方支援、地元自治体との連絡調整、災害派遣等を担当する。大湊地方総監は大湊地区総監（仮称）になるが、階級は海将を維持するとされている。また、大湊地区隊（仮称）における定員規模も維持される。

図表 4 海上自衛隊の編成（令和6年度末（予定））



（出所）防衛省資料

4. 自衛官の定数の変更

自衛官の定数は、防衛省設置法第6条において、陸上自衛隊の自衛官、海上自衛隊の自衛官及び航空自衛隊の自衛官の人数、共同の部隊、統合幕僚監部、情報本部、内部部局及び防衛装備庁にそれぞれ所属する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官の人数とその総計が定められている。

本法律案における自衛官の定数の見直しは⁵、総計は24万7,154人のまま変更せず、統合作戦司令部（仮称）の新設（226人増）、自衛隊サイバー防衛隊の体制強化（138人増）、自衛隊海上輸送群（仮称）の新編（97人増）、イーグリス・システム搭載艦導入に伴う体制整備（129人増）、航空自衛隊馬毛島先遣隊（仮称）の新設（60人増）、航空自衛隊宇宙作戦群の

⁴ 自衛隊法第19条に基づく別表第2から大湊地方隊に係る記述を削除する。

⁵ 防衛省設置法第6条が改正される。

態勢強化（53人増）、装備品開発に係る事業推進態勢の強化（空自1人増）のために必要な人員を確保するため、陸上自衛隊等から定数を振り替えるものである。これによって、陸上自衛隊14万9,767人（478人減）、海上自衛隊4万5,452人（38人増）、航空自衛隊4万7,007人（31人増）、共同の部隊2,193人（461人増）、統合幕僚監部343人（51人減）、情報本部1,936人（増減なし）、内部部局50人（増減なし）、防衛装備庁406人（1人減）となる。

5. 自衛隊海上輸送群（仮称）の新編に伴う権限・適用除外の整備

令和4年12月に策定された防衛力整備計画には、「南西地域への機動展開能力を向上させるため、共同の部隊として海上輸送部隊を新編する。」と記載されている⁶。

これを踏まえ、南西地域への機動展開能力を向上させるため、共同の部隊として自衛隊海上輸送群（仮称）が新編される⁷。

これに伴い、本法律案では⁸、海上自衛官にのみ認められている立入検査等の権限（海上保安庁法準用）を自衛隊海上輸送群（仮称）が使用する船舶に乗り組んでいる自衛官にも認めることとしている。

図表5 自衛隊海上輸送群（仮称）の新編に伴う権限の整理

| 主な対象となる権限 | | |
|---|---|--|
| ① 人命救助等の際、付近の船舶等に協力を求める権限（海上保安庁法第16条） ② 船舶への立入検査、職務質問等の権限（海上保安庁法第17条第1項） ③ 船舶を停止させる等犯罪の予防・制止の権限（海上保安庁法第18条） ④ 不審な船舶を停止させるために武器を使用する権限（海上保安庁法第20条第2項） | | |
| 行動等 | 根拠 | 新たに認める権限 |
| 治安出動 | 自衛隊法第91条 | ① ② ③ ④ |
| 防衛出動時の公共の秩序の維持 | 自衛隊法第92条 | ① ② ③ ④ |
| 国民保護等派遣 | 自衛隊法第92条の3 | ① ③※海上保安官がその場にはいない場合に限る。 |
| 海上における警備行動 | 自衛隊法第93条 | ① ② ③ ④ |
| 災害派遣 | 自衛隊法第94条 | ① |
| 防衛出動時の海上輸送規制 | ・自衛隊法第94条の8 ・武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法） | ・停船検査（海上輸送規制法第16条） ・船上検査（海上輸送規制法第18条） ・回航措置（海上輸送規制法第28条） ※現行、海上輸送規制法の行動の実施主体は海上自衛隊のみ。 |
| 海賊行為への対処 | ・自衛隊法第93条の2 ・海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律 | ① ② ③ |

（出所）防衛省資料

⁶ 「防衛力整備計画」（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）11頁

⁷ 自衛隊海上輸送群の新編自体は、自衛隊法第21条の2第1項（防衛省設置法等改正案による改正後は第2項）の規定に基づき行われ、自衛隊法施行令が改正される。なお、令和4年度予算において輸送船舶の建造契約が締結され、現在、当該部隊が使用する船舶の建造が行われている。

⁸ 自衛隊法第91条、武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律第1条及び第18条、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第8条が改正される。

また、陸上自衛隊、海上自衛隊及び防衛大学校の使用する船舶は、自衛隊艦船特有の構造、設備等を有しているため、船舶法等の適用を除外しており、船舶の技術上の基準等は防衛大臣が別途定めている。これにより、その運用に必要な構造・設備等を有する船舶を保持することができ、より迅速な機動・展開等に資するものである。

本法律案では⁹、自衛隊海上輸送群（仮称）の使用する輸送船舶に対してのみでなく、統合運用の一環として、広く自衛隊の使用する船舶に対して船舶法等の適用を除外することとしている。

本法律案により適用除外となる法律は、船舶法、船舶安全法、船舶のトン数の測度に関する法律、小型船舶の登録等に関する法律、船舶職員及び小型船舶操縦者法、高圧ガス保安法である。

6. G I G Oに派遣される防衛省職員の処遇の整備

令和4年12月、日英伊3か国首脳は次期戦闘機¹⁰の共同開発に係るグローバル戦闘航空プログラム（以下「G C A P」という。）を発表した。G C A Pの実施に当たり、日英伊は、政府間の効率的な協業体制を確立するため、G C A Pの管理等を3か国のために行う国際機関（以下「G I G O」という。）を設立することで一致した。令和5年1月に条約の締結交渉を開始し、同年12月にグローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約の署名が行われた¹¹。これにより、日英伊3か国の政府と民間企業との間の協業を一元的に管理・運営する体制が構築され、G C A Pの円滑な実施に資することが期待されている。

G I G Oに防衛省職員をその身分を残したまま派遣するには、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（以下「防衛省職員派遣処遇法」という。）を適用しなければならないが、現行の防衛省職員派遣処遇法では、職員を派遣する目的や派遣する職員が従事する業務に該当する規定がない。

本法律案では¹²、防衛省職員派遣処遇法において、職員を国際機関等に派遣する際の目的に装備品等の共同開発等の目的を追加し、国際機関等に派遣される防衛省の職員が従事する業務に装備品等の共同開発事業等の管理、調整及び実施に関する業務等を追加することとしている。

7. 日独A C S Aに関する規定の整備

日独間の安全保障・防衛協力が深化・拡大する中、令和4年11月の日独外務・防衛閣僚会合（「2+2」）において、自衛隊とドイツ軍の共同活動を促進するための法的枠組みの

⁹ 自衛隊法第109条、第110条及び第111条が改正される。また、附則第4条において、高圧ガス保安法第3条が改正される。

¹⁰ 2035年頃から退役を開始予定であるF-2戦闘機の後継機。

¹¹ 本条約の締結について国会の承認を求めるための承認案件（閣条第1号）は、令和6年2月20日に第213回国会に提出されている。その詳細については、本号掲載の藤川隆明「G C A P政府間機関（G I G O）の設立に関する条約の概要—次期戦闘機の国際共同開発に係る協業体制の確立—」を参照されたい。

¹² 防衛省職員派遣処遇法第1条及び第2条が改正される。

交渉開始に向けた調整を進めていくことで一致した。令和5年9月に自衛隊とドイツ軍との間で物品・役務を相互に提供するための枠組みを定める協定の締結交渉を開始し、令和6年1月に日独ACSAの署名が行われた¹³。

本法律案では¹⁴、国内担保法として、自衛隊法を改正して日独ACSAに係る物品・役務の提供に関する規定を整備し、共同訓練・多国間訓練、海賊対処行動、国内の大規模災害への対処、機雷等の除去及び処理、在外邦人等の保護措置又は輸送、国際緊急援助活動、我が国の防衛に資する情報の収集、連絡調整等の日常的活動（自衛隊施設又はドイツ軍隊の施設への一時滞在）の際に物品又は役務を提供する根拠規定等を置くこととしている。あわせて、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「国際平和協力法」という。）を改正して、物品又は役務を提供できる軍隊として、大規模な災害に対処するドイツ軍隊を追加する。

8. 自衛官等の人材確保のための制度の導入・拡大

（1）任期付自衛官制度の導入

平成12年11月、民間人材の採用の円滑化を図るため、一般職の国家公務員の任期付職員制度が導入され、防衛省においても、部内育成だけでは得られない公務に有用な専門的な知識経験等を有する部外人材を活用する必要があることから、平成13年6月に同制度が自衛官以外の隊員について導入されている。

昨今、様々な技術革新により、防衛省・自衛隊においても、サイバー分野を含め専門的な知識経験等を有する部外人材を公務に活用する必要性が生じている。

本法律案では¹⁵、任期付職員制度を自衛官にも導入し、公務に有用な専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期付自衛官として活用するため、任期（最長5年）を定めた採用の対象に自衛官を加えることとしている。なお、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する自衛官に対しては、特定任期付職員として、事務次官や統合幕僚長と同水準の俸給を支給することが可能になる。

（2）予備自衛官・即応予備自衛官の継続任用期間の柔軟化

予備自衛官制度は、平素はそれぞれの職業についている元自衛官等が防衛招集命令等を受けて自衛官となり、後方支援、基地警備等の要員として任務につく制度であり、昭和29年度に導入された。また、即応予備自衛官制度も同様に、防衛招集命令等を受けて自衛官となり、第一線部隊の一員として現職自衛官とともに任務につく制度であり、平成9年度に導入された。

¹³ 本協定の締結について国会の承認を求めるための承認案件（閣条第2号）は、令和6年2月20日に第213回国会に提出されている。その詳細については、本号掲載の拙稿「日独間の安全保障協力の円滑化—日独ACSAの概要—」を参照されたい。

¹⁴ 自衛隊法第84条の5が改正され、第100条の18及び第100条の19が新設される。また、国際平和協力法第33条が改正される。

¹⁵ 自衛隊法第36条の2、第36条の3、第36条の4、第36条の5及び第45条が改正される。また、防衛省の職員の給与等に関する法律第4条、第5条、第6条の2、第22条の2及び第27条が改正される。

予備自衛官及び即応予備自衛官は任用期間が3年で継続任用が可能であるが、予備自衛官（一部の技能予備自衛官を除く）は継続任用上限年齢が62歳未満とされており、任用期間が満了した時に62歳以上だと3年後には65歳以上となるため、任用期間の延長はできない。また、即応予備自衛官は、継続任用可能な上限年齢は階級ごとに異なり、2尉から1曹は53歳未満、2曹及び3曹は51歳未満、士は50歳未満となっている。

本法律案では¹⁶、予備自衛官・即応予備自衛官の充足向上を図るため、その任用期間が満了した時に一定の年齢に達している者を引き続き任用できるよう、継続任用期間を柔軟化することとしている。例えば、予備自衛官が64歳で任用期間を終えた場合、改正後は新たに3年未満の期間を任用期間として任用することができるため、引き続き1年未満の期間、勤務を継続することが可能になる。

図表6 予備自衛官等制度の概要

R6.1.22現在（※現員 R5.3.31現在）

| | 即応予備自衛官 | 予備自衛官 | 予備自衛官補 |
|-----------|--|--|---|
| 導入年度 | 平成9年度 | 昭和29年度 | 平成13年度 |
| 役 割 | 第一線部隊の一員として任務に就く | 後方地域の警備、後方支援等の任務に就く | 一般公募により採用され、教育訓練を受け、予備自衛官に任用 |
| 採用年齢 | 2尉～1曹 : 53歳未満 2曹、3曹 : 51歳未満 士 : 50歳未満 | 1佐 : 59歳未満 2佐～1曹 : 58歳未満 2曹、3曹 : 56歳未満 士 : 55歳未満 | 一般 : 18歳以上52歳未満 技能 : 18歳以上で、技能に応じ53～55歳未満 技能区分 (衛生、語学、整備、情報処理、通信、電気、建設、放射線管理、法務、船舶、人事、システム防護) |
| 任用期間 | 3年(継続任用が可能) [継続任用可能な上限年齢] 2尉～1曹 : 53歳未満 2曹、3曹 : 51歳未満 士 : 50歳未満 | 3年(継続任用が可能) [継続任用可能な上限年齢 : 62歳未満] ※技能予備自衛官の一部(以下)を対象に試行的に継続任用時の年齢制限を廃止 【共通】衛生 【陸自】整備、電気、建設、放射線管理 【空自】語学 | - |
| 招集区分 | 防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集 | 防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集 | 教育訓練招集 |
| 訓練／教育訓練日数 | 30日／年 | 5日／年(自衛隊法上は20日以内／年) ※一般公募予備自衛官から即自への志願者 軽火器 : 36日／3年以内 迫撃砲 : 39日／3年以内 | 一般 : 50日／3年以内 技能 : 10日／2年以内 |
| 員 数 | 7,981人(陸自のみ) | 47,900人 陸自 : 46,000人 海自 : 1,100人 空自 : 800人 | 4,621人 陸自 : 4,600人 海自 : 21人 |
| 現 員 | 4,050人(充足率 : 50.7%) | 33,352人(充足率 : 69.6%) | 2,481人(うち海自 : 4人) |
| 処 遇 | 即応予備自衛官手当 : 16,000円／月 訓練招集手当 : 10,400円～14,200円／日 勤続報奨金 : 120,000円／1任期(3年) 防衛招集等により自衛官になった場合は、常備自衛官と同様の給与を支給 | 予備自衛官手当 : 4,000円／月 訓練招集手当 : 8,100円／日 ※予備自衛官補出身者の即応予備自衛官になるための訓練における訓練招集手当は8,300円／日 | 教育訓練招集手当 : 8,800円／日 |
| 雇用企業への給付金 | 即応予備自衛官雇用企業給付金 42,500円／月(年間51万円) 雇用企業協力確保給付金 34,000円／日 | 即応予備自衛官育成協力企業給付金 一般公募予備自衛官が即自に任用された場合 : 56万円 | - |

(出所) 防衛省資料

(3) 予備自衛官補の教育訓練の修了期限の延長

予備自衛官補の制度は、一般公募により自衛隊未経験者等から採用され、教育訓練を受けて予備自衛官に任用される制度であり、平成13年度に導入された。

予備自衛官補は、3年以内に50日の教育訓練を受けることとなっており、現在でも3年という修了期限は1年延長することができる。

¹⁶ 自衛隊法第68条及び第75条の8が改正される。

本法律案では¹⁷、予備自衛官補の教育訓練の修了期限について、延長できる期間を1年から2年に拡大することとしている。これによって、最長5年以内に教育訓練を修了すればよいことになる。

図表7 予備自衛官補（一般）の教育訓練の概要

| 段階 | 第1段階 (5日間×4回) | | | | 第2段階 (5日間×4回) | | | | 第3段階 (5日間×2回) | |
|-----|------------------|---|------|---------|------------------|---|------|---|------------------|---|
| タイプ | A | B | C | D | E | F | G | H | I | J |
| 科目 | 精神教育・服務・体育 | | | | | | | | | |
| | 基本教練 | | 戦闘訓練 | | 野戦築城 | | 戦闘訓練 | | 戦闘訓練 | |
| | | | 格闘 | 野外勤務 | 特殊武器防護 | | 野外勤務 | | 武器訓練及び射撃 | |
| | | | | 野戦性及び教注 | | | | | 実弾射撃 | |

(出所) 防衛省資料

(4) 学資金の貸与可能な対象範囲の拡大

防衛省は、大学又は大学院に在学する学生で、理学や工学等の学術を専攻し、修学後、その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者のうち選考された者を対象に月額5万4,000円の学資金を貸与している¹⁸。

選考された者は、一般幹部候補生試験に合格したものとみなされ、卒業又は修了後は、採用試験を改めて行うことなく、陸海空自衛隊の幹部候補生として任用される。入隊後、一定期間勤務した場合には、貸与を受けた学資金の返還が免除される。

本法律案では¹⁹、学資金について、専門知識を有する人材を幅広く確保できるよう、これまで対象としてきた大学や大学院の学生に加え、今後は短期大学、高等専門学校、専修学校、これらの学校に相当する外国の学校に在学する学生又は生徒も対象に追加し、対象範囲を拡大することとしている²⁰。

9. おわりに

防衛省設置法等改正案においては、附則も含めると9法律の改正事項が盛り込まれており、自衛隊法だけでも、統合作戦司令部（仮称）の新設、海上自衛隊地方隊の改編（大湊地方隊の廃止）、自衛隊海上輸送群（仮称）の新編に伴う権限・適用除外の整備、日独ACS Aに関する規定の整備、任期付自衛官制度の導入、予備自衛官及び即応予備自衛官の継続任用期間の柔軟化、予備自衛官補の教育訓練修了期限の延長、学資金の貸与可能な対象

¹⁷ 自衛隊法第75条の10が改正される。

¹⁸ 学資金の額は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する第一種奨学金の貸与月額のうち、私立大学（自宅通学）で設定されている金額の最高月額を準用している。

¹⁹ 自衛隊法第98条が改正される。

²⁰ 学資金の金額（政令事項）は変更されないが、対象人数は拡大する意向が防衛省から示されている。

範囲の拡大等、改正事項は多岐にわたる。

防衛力整備計画には、「国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう教育機関等への講師派遣、公開シンポジウムの充実等を通じ、安全保障教育の推進に寄与するほか、安全保障に係る研究成果等への国民のアクセスが向上するよう効率的かつ信頼性の高い情報発信に努めるとともに、多様化が進むソーシャルネットワークの一層の活用や、外国語によるものも含む情報発信の能力を高める各種施策を推進する。」と記載されており²¹、国民への情報提供の重要性については、防衛省も十分に認識しているものと考えられる。

自衛隊の活動は、国民の理解や支持があってこそ成り立つものであり、国会における法律案の審査は、国民に対する情報提供という側面もある。こうした点も踏まえ、国会における本法律案の審査の際には、これらの多岐にわたる改正事項について、その内容、背景・経緯、意義・効果等について、国民の理解が十分に得られるよう、防衛省には丁寧な説明を行うことが求められる。

(あまいけ きょうこ)

²¹ 「防衛力整備計画」(2022年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定) 19頁